

一般競争入札の実施について（公告）

下記のとおり一般競争入札を行いますので、魚沼市財務規則(平成16年魚沼市規則第49号。以下「財務規則」という。)第138条の規定に基づき公告します。

令和5年7月14日

魚沼市長 内田 幹夫

1 入札に付する事項等

- (1) 番号 5魚建第2号
- (2) 件名 四日町排水ポンプ場電気設備工事
- (3) 履行場所 魚沼市 四日町 地内
- (4) 履行期間 当該入札により締結する契約に係る魚沼市議会の議決のあった日から令和8年3月20日まで
- (5) 概要
 - ・自家発電設備 1式
発電機 定格出力 150kVA以上、定格電圧 210V
原動機 出力 137kW以上
 - ・計装監視盤 1式 ・データ処理盤 1式 ・付帯設備 1式
- (6) 入札日時 令和5年8月10日（木） 午前9時10分
- (7) 入札場所 魚沼市役所 本庁舎(303会議室)
- (8) 設計図書 別添設計図書のとおり
- (9) 予定価格 事後公表
- (10) 制限価格 あり
- (11) 入札保証金 免除（財務規則第128条第2号）
- (12) 契約保証金 契約金額の10%に相当する額(財務規則第129条の規定により免除される場合があります。)
- (13) 代金の支払
 - ①前金払 できる
 - ②中間前払 できる
 - ③部分払 できる※契約締結時に「中間前金払」か「部分払」を選択していただきます。
中間前金払と部分払は合わせて請求できませんのでご注意願います。
- (14) 内訳書の提出 全入札参加者が入札終了後直ちに内訳書を提出
(内訳書は、両面印刷していただいて結構です。)
- (15) その他
 - ①本件は、魚沼市議会の議決を必要とするものであり、議決後に本契約が成立するものです。
 - ②本工事は3カ年度の継続事業であり、各年度の予算に従い支払限度額が設定されています。
 - ③建設工事請負基準約款第35条第1項中「請負代金の額」及び第2項中「請負代金」とあるのは、「各年度の支払限度額」とします。

2 入札参加資格要件

(1)	単体又は企業体の別	企業体（特定共同企業体）
(2)	工種	電気工事
(3)	結成方式	自主結成方式
(4)	構成員数	2社
(5)	構成員の最少出資比率	30%とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
代表構成員の資格	格付又は評点	<ul style="list-style-type: none"> ・魚沼市建設工事入札参加資格審査規程（平成16年魚沼市告示第62号。以下「審査規程」という。）第6条に規定する経営事項審査により算定された <u>電気工事</u> における総合評定値に基づく <u>評定値の区分に応じた等級が、A等級であるもの</u> ・建設業法第3条に規定する特定建設業許可又は一般建設業の許可を有するもの、ただし、下請契約の総額（消費税及び地方消費税の額を含む。）4,500万円以上となる場合は、特定建設業の許可を有するもの ・原則として、総合評定値が構成員の中で最大であること。
	営業拠点	建設業法第3条第1項に規定する営業所の本店が魚沼市内に所在するもの
	実績要件	平成20年4月以降において、高圧受変電設備（6600V以上）かつ自家発電設備の据付工事で、公共工事又はコリンズ登録の公共発注機関等の工事を元請（共同企業体での施工の場合にあっては、構成員の代表者に限る。）として施工を完了した実績のある者であること。
	配置技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第26条による。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない工事である。
構成員の資格 代表構成員以外	格付又は評点	<ul style="list-style-type: none"> ・審査規程第6条に規定する経営事項審査により算定された <u>電気工事</u> における総合評定値に基づく <u>評定値の区分に応じた等級が、A等級であるもの</u>
	営業拠点	建設業法第3条第1項に規定する営業所の本店または支店が魚沼市内に所在するもの
その他		<p>(1) 構成員は、魚沼市の建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。</p> <p>(2) 構成員は、特定共同企業体入札参加資格審査申請日から入札日までの間に、魚沼市建設工事請負業者指名停止措置要綱（平成16年魚沼市訓令第47号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。</p> <p>(3) 構成員は、当該工事で他の特定共同企業体の構成員になることができない。</p> <p>(4) 上記以外については、魚沼市建設工事共同企業体運用要綱（平成16年魚沼市訓令第48号）第8条の規定によるものとする。</p>

注) 入札参加資格は、入札参加申込日から入札日までの間において、上記の要件をすべて満たすものとします。

3 入札参加の手續

- (1) 入札参加申請 次の書類を番号順に袋とじして1部提出（持参）してください。
- ① 一般競争入札参加申請書
 - ② 特定共同企業体入札参加資格審査申請書
 - ③ 構成員一覧表
 - ④ 特定共同企業体協定書（任意様式とし、協定期間は工事目的物の引き渡しまでの間とする。）
 - ⑤ 各構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し(令和4・5年度建設工事入札参加資格審査申請時に添付したもの)
 - ⑥ 配置予定技術者工事経歴書（任意様式で、保有する国家資格についても記載のこと。※資格証の写しを添付すること。）
 - ⑦ 代表構成員の施工実績を証明する書類

※入札参加資格審査に伴い、提出資料を複写し、内部利用する場合があります。

- (2) 提出先 〒946-8601 魚沼市小出島9 1 0 番地
魚沼市役所 総務政策部財務課契約係（本庁舎、TEL025-792-9205）
- (3) 提出方法 持参のみ（郵送不可・FAX不可・Eメール不可）
- (4) 入札参加（資格審査）申請期限 令和5年7月26日（水）
- (5) 受付期間 入札公告の日から入札参加申請期限（土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- (6) 入札参加資格の決定
- ① 入札には、入札参加資格審査の結果、資格を有すると認められる場合に参加できます。
資格を有しない場合のみ 令和5年8月1日（火） までに書面で通知します。（資格を有する場合は、特に通知をしませんので申請どおり入札に参加してください。）
 - ② 入札参加者名は、入札終了後まで公表しませんので留意願います。

4 その他

- (1) 入札書記載金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 落札者の決定 予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 入札時の注意事項

- ① 入札書は、入札場所において直接提出（郵送不可）してください。
- ② 入札参加申請後であっても入札を辞退できます。この場合は書面で届け出てください。
- ③ 代表者は名刺を提出してください。
- ④ 代理人出席の場合は、委任状を提出してください。
- ⑤ 本件は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定してありますので、最低制限価格未満の入札は無効とします。この場合において、無効入札をした者は、再入札に加わることはできません。
- ⑥ 本公告に示した入札参加資格の無い者がした入札等、財務規則第148条に規定する入札は無効とし、当該入札をした者は、再入札に加わることはできません。
- ⑦ 入札に当たっては、関係法令及び魚沼市財務規則を遵守してください。
- ⑧ 入札で落札者がいない場合、1回に限り再入札を行います。再入札においても落札者がいない場合、予定価格と最低入札者の価格の差が僅少のときは、最低入札者と協議のうえ随意契約を締結する場合があります。
- ⑨ 入札書用封筒は省略していただいて結構です。

(4) 設計図書に関する質問及びその回答

- ① 設計図書等について質問がある場合は、市のホームページから質問書をダウンロードしていただき、照会先へ照会期限までにFAX等で提出してください。
- ② 照会期限 令和5年7月27日（木） 午後5時まで
- ③ 照会先 産業経済部建設課工務係（本庁舎）
電話：025-793-7990 FAX：025-793-1016
※質問書には必ずFAX番号等連絡先を記載してください。
- ④ 回 答 受け付けた質問と回答については、令和5年7月31日（月）午後5時までに全入札参加申請者へFAX等で送付いたします。

(5) その他

下請契約等における市内業者への優先発注等について

市では、かねてより建設工事等の発注に当たって、地域経済の活性化及び市内業者の育成・振興と地域雇用の確保を図っているところです。

つきましては、本件入札参加者におかれましては、下記事項に特段のご配慮をお願いいたします。

ア 下請発注における市内業者の活用

下請発注においては、市内業者を優先して活用するよう努めてください。

イ 下請発注における建設業法等の関係法令の遵守

下請発注においては、適正な価格で契約するとともに、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、建設業法等の関連法令を遵守してください。

ウ 建設資材の購入や建設機器を借入れする場合

施工に必要な建設資材の購入や建設機械を借入れする場合などは、市内業者を優先して活用するよう努めてください。